



島根県報

平成31年3月29日（金）

第3,095号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
補助金等交付規則の一部を改正する規則	（財 政 課）	4

【告 示】

指定代理納付者の指定	（税 務 課）	4
家畜伝染病予防法の規定による検査の実施	（畜 産 課）	5
家畜伝染病予防法の規定による注射の実施	（ " ）	7
土地改良区の解散の認可	（農 村 整 備 課）	8
県営土地改良事業計画の決定	（ " ）	8
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	8
都市計画変更の図書の縦覧（3件）	（都 市 計 画 課）	8
都市計画事業変更の認可	（下 水 道 推 進 課）	9

【公 告】

基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	10
基本測量の終了	（ " ）	10

【特定調達公告】

アグスタ式A109E型ヘリコプター（J A02 P C）耐空検査受検整備に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	10
--	-----------	----

【監査告示】

島根県監査委員処務規程の一部改正について		13
----------------------	--	----

公布された条例等のあらまし

◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第20号）

1 規則の概要

- (1) 上席技術専門監の職を新たに設けることとした。（別表関係）
- (2) 技能労務職員の廃止に伴う規定の整理

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第21号）

1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金、交付金等の範囲を改正することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第20号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

医 療 統 括 監	主 任	主 任 主 事	医 員
管 理 監	※ 主 任	主 任 技 師	獣 医 師
上 席 調 整 監	※ 指 導 員	主 事	薬 剤 師
政 策 調 整 監	主任児童自立支援員	技 師	臨 床 検 査 技 師
統 括 調 整 監	主任児童生活支援員	児 童 福 祉 主 事	衛 生 検 査 技 師
調 整 監	主任家庭支援員	社 会 福 祉 主 事	診 療 放 射 線 技 師
防 災 危 機 対 策 監	主任心理判定員	児 童 指 導 技 師	理 学 療 法 士
統 括 指 導 監 査 監	主任精神保健福祉相	児 童 自 立 支 援 員	作 業 療 法 士
指 導 監 査 監	談員	児 童 生 活 支 援 員	管 理 栄 養 士
統 括 保 健 指 導 監	主任精神保健福祉士	家 庭 支 援 員	栄 養 士
統 括 団 体 検 査 監	主任児童心理司	心 理 判 定 員	歯 科 衛 生 士
団 体 検 査 監	助 教	児 童 心 理 司	保 健 師
普 及 指 導 監	主任農業普及員	精 神 保 健 福 祉 相 談 員	看 護 師
統 括 林 業 普 及 員	主任林業普及員	精 神 保 健 福 祉 士	
統 括 技 術 専 門 監	主任水産業普及員	農 業 普 及 員	
上 席 技 術 専 門 監	主任企業診断員	林 業 普 及 員	
技 術 専 門 監	主任職業訓練指導員	水 産 業 普 及 員	

建築指導監	主任司書	企業診断員
統括出納監察監	船長	職業訓練指導員
上席出納監察監	機関長	司書
出納監察監	主任学芸員	一等航海士
特別徴収監	主任研究員	一等機関士
特別調査監	医長	通信長
教授	主任獣医師	二等航海士
研究統括監	主任保健師	二等機関士
研究企画監	主任看護師	通信士
研究調整監	専門員	航海士
医療企画監		機関士
医療調整監		甲板員
副指導監査監		機関員
副団体検査監		学芸員
副出納監察監		研究員
企画幹		隊員
主幹		教官
企画員		
サブリーダー		
副課長		
副科長		
※ 専門幹		
※ 専門員		
看護師長		
副看護師長		
准教授		
講師		
主席農業普及員		
主席林業普及員		
主席水産業普及員		
専門農業普及員		
専門林業普及員		
専門水産業普及員		
主席学芸員		
専門学芸員		
主席研究員		
研究幹		
専門研究員		
主任教官		

備考 本表中※印の付された職は、知事が別に定めるものに限る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第21号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中第8号から第12号までを削り、第13号を第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

9 過疎地域「小さな拠点づくり」推進総合交付金

10 「小さな拠点づくり」推進総合交付金

別表中第14号を削り、第15号を第11号とし、第16号から第26号までを4号ずつ繰り上げ、第27号を第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

24 民間保育所運営対策事業交付金

別表中第28号を第25号とし、同号の次に次の1号を加える。

26 市町村結婚支援体制強化交付金

別表中第29号を第27号とし、第30号から第62号までを2号ずつ繰り上げ、第63号を第61号とし、同号の次に次の1号を加える。

62 次世代につなぐ営農体系の確立支援交付金

別表中第64号を第63号とし、同表第65号中「強い農業づくり交付金」を「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」に改め、同号を同表第64号とし、同表中第66号を第65号とし、同号の次に次の1号を加える。

66 島根県農業生産工程管理推進事業交付金

別表中第80号を削り、第81号を第80号とし、第82号から第92号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第8号から第12号まで、第14号、第65号及び第80号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第24号及び第66号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

告

示

島根県告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号

- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
自動車税（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード
- (1) M a s t e r C a r d
 - (2) V I S A
 - (3) J C B
 - (4) D i n e r s C l u b
 - (5) A M E R I C A N E X P R E S S
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

島根県告示第194号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛	スクリーニング法又はリアルタイムPCR法による検査とし、必要に応じてヨーニン検査、エライザ法による検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。	1 松江市（旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町及び旧八束町の区域に限る。）、安来市（旧伯太町の区域に限る。）、出雲市（旧斐川町の区域に限る。）、雲南市（旧大東町、旧加茂町、旧木次町及び旧三刀屋町の区域に限る。）、江津市（旧江津市の区域に限る。）、浜田市（旧三隅町の区域に限る。）、吉賀町（旧六日市町の区域に限る。）	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
		2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛		2 松江市（旧鹿島町、旧島根町、旧	
		3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雄牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛			
		4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛			
		5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれ			

		らとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜		美保関町及び旧八束町の区域に限る。)、安来市(旧伯太町の区域に限る。)、西ノ島町、出雲市(旧斐川町の区域に限る。)、雲南市(旧大東町、旧加茂町、旧木次町及び旧三刀屋町の区域に限る。)、江津市(旧江津市の区域に限る。)、浜田市、吉賀町	
				3から6まで 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出対象となる牛(牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号)第4条の規定に該当する場合を除く。)	エライザ法	県下全域	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
結核病検査	結核病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ツベルクリン皮内注射法	県下全域	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
ブルセラ病検査	ブルセラ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ブルセラ急速凝集反応法による検査とし、必要に応じてエライザ法とする。	県下全域	
アカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
チュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
アイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	

	生子察				
イバラキ病検査	牛のイバラキ病の発生子察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
牛流行熱検査	牛の牛流行熱の発生子察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向把握	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウエスタンブロット法	県下全域	
豚コレラ検査	豚の豚コレラの発生子察	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生子防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
豚繁殖・呼吸器障害症候群(PRRS)検査	豚の豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生子防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
流行性脳炎検査	豚の流行性脳炎の発生子防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
ニューカッスル病検査	家さんのニューカッスル病の発生子防	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査	家さんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生子察	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
腐蛆病検査	蜜蜂の腐蛆病の発生子防	転飼をしようとする蜜蜂 県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域	

島根県告示第195号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽 ^そ 予防注射	牛の炭疽 ^そ の発生子防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において当該家畜の所在

					地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
--	--	--	--	--	----------------------

島根県告示第196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、邑智郡川本町土地改良区の解散について平成31年3月22日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
下山佐地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第198号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成27年島根県告示第214号による保険に付すべき義務は、平成31年3月19日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成31年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

宍道湖斐川加入区

島根県告示第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
浜田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
浜田都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第200号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

旭都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

旭都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

三隅都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

三隅都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

益田市

2 都市計画事業の種類及び名称

益田都市計画下水道事業

益田市公共下水道

3 事業施行期間

平成16年 9 月22日から平成36年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成16年島根県告示第938号、平成17年島根県告示第1,194号、平成18年島根県告示第948号、平成20年島根県告示第144号、平成23年島根県告示第232号、平成25年島根県告示第379号及び平成29年島根県告示第135号の事業地に、益田市駅前町、栄町及び赤城町を追加する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

基本測量（国土広域情報修正）

2 作業期間

平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

3 作業地域

島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成31年 3 月 8 日に終了した旨国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（オルソ作成）

2 作業期間

平成30年 9 月14日から平成31年 3 月31日まで

3 作業地域

松江市、出雲市、益田市、安来市、雲南市、津和野町

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成31年 3 月29日

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

アグスタ式A109E型ヘリコプター（J A02P C）耐空検査受検整備

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 履行期限

平成32年2月29日（土）

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 地方自治法施行令第167条の5第1項の規定に基づき定める資格は、次のとおりとする。

ア 島根県税を滞納していない者であること。

イ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する事業の許可及び同法第9条に規定する修理方法の認可を受けていること。

エ 航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第3号及び第4号に規定する技術上の基準に適合することについて、アグスタ式A109E型の事業所の認定を受けていること。

オ アグスタウエストランド（レオナルド・フィンメッカニカ）サービスセンターの認証を取得していること。

カ 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を平成26年度以降において2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

キ 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110（内線 2241, 2242）

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から平成31年5月9日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成31年5月13日（月）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

平成31年5月24日（金）午後2時まで

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階小会議室

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、平成31年5月24日（金）正午までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年5月24日（金）午後2時

イ 場所

(1)イの場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61号の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当する

ときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Agusta A109E Helicopter (JA02PC)
Airworthiness inspection and maintenance

(2) Time limit for tender : 2 : 00 p.m. May 24, 2019

(Bids by post must be received by noon on May 24, 2019)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration
Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510
Japan

TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

監 査 委 員 告 示

島根県監査委員告示第1号

島根県監査委員処務規程（昭和29年島根県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

島根県監査委員 生 越 俊 一
同 岩 田 浩 岳
同 大 國 羊 一
同 後 藤 勇

第7条第2項の表監査第一課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 監査基準に関すること。

(9) 内部統制評価報告書の審査に関すること。

第7条第2項の表監査第二課の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 健全化判断比率等に係る審査に関すること。

附 則

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。